



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例（人事課）…………… 3
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…………… 4
- 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）……………35
- 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（行政管理課）……………37
- 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）……………39
- 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課）……………46
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）……………47

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……………47

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程……………56

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程……………59

公安委員会事項

- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則……………75

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………75
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 106
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 108

公布された条例のあらまし

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例（条例第33号）
 - 1 令和6年1月1日から同年3月31日までの間における知事及び副知事の給料月額を減額して支給することとし、その措置に関し必要な事項について定めることとした。（第1条及び第2条）
 - 2 この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第34号）
 - 1 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正することとした。
 - <第1条>
 - (1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を引き上げる。（第11条関係）
 - (2) 期末手当について、定年前再任用短時間勤務職員に対する12月期の支給割合を100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の60）に引き上げる。（第27条関係）
 - (3) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）に引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）に引き上げる。（第28条関係）
 - (4) 全ての給料表の給料月額を改定する。（別表第1から別表第6まで関係）
 - 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>

件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項又は沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占有物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 令和6年度 当該既存占有物件の継続占有期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額

(2) 令和7年度以降の年度 当該既存占有物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第37号）」に改める。

5 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第37号）による改正後の別表」に改める。

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第38号

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「102円24銭」を「135円70銭」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条の規定の適用については、令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間は、同条中「135円70銭」とあるのは、「125円24銭」とする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第39号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,227人」を「3,232人」に改め、同条第3項中「306人」を「311人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第55号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職 員 の 分 区	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再	1	円 147,100	円 200,200	円 219,900	円 260,200	円 285,500